# 令和5年度東京都立橘高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針

令和5年4月1日 校 長 決 定

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 本校生徒間での「いじめ」とは、本校生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等のインターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめが生徒の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす ものであることに鑑み、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが できるよう学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (3) 生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、いじめに関する理解を深め、周辺生徒や教職員がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (4) 学校は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組み、学校、保護者、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

### 2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、生徒の保護者、関係機関と連携を図り、いじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

### ア 設置の目的

本校は、いじめ問題への基本的な考え方に則り、いじめの防止等の対策を検討するため本校の付属機関として「いじめ対策委員会」を設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止のため生徒集会や教職員研修を実施する。
- ・いじめの早期発見のため生徒、保護者に対してアンケート調査や面談を実施する。
- ・いじめの早期対応のため事案発生時には直ちに委員会を実施する。
- ・いじめの重大事態への対処のため関係機関と情報交換を行い連携する。

### ウ会議

年に2回実施し情報交換をする。ただし、緊急の場合は適宜開催する。

#### 工 委員構成

校長、副校長、学年、生活指導部、特別支援コーディネーター、養護教諭、 スクールカウンセラー その他必要な教員

## (2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校は、「いじめ対策委員会」を支援して、いじめの防止等の対策を検討するため 本校の付属機関として「学校サポートチーム」を設置する。

#### イ 所掌事項

- ・生徒の問題行動の早期解決に向けた取組を実施する。
- ・外部機関職員からいじめ問題に対する助言・支援を得る。
- ウ会議

いじめへの早期対応等の事案が発生した時には速やかに会議を行う。

工 委員構成

いじめ対策委員会、向島警察スクールサポーター、東京都児童相談所福祉司等

### 4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
  - ア いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、その姿勢を学校全体で醸成する。
  - イ 全校集会によるいじめに関する講話 年度当初に学校として、いじめ対策の基本方針の説明をする。
  - ウ 学級担任による、いじめに関する講話 学期始めに、いじめに関する授業を実施する。
  - エ 校内研修を通じた資質の向上
- (2) 早期発見のための取組
  - ア 学級担任等による生徒観察・個人面談 日頃の授業や年3回行う個人面談等を利用して問題を抱えた生徒を把握する。
  - イ スクールカウンセラーによる面談 1年生全員面談を実施する。
  - ウ いじめ対策委員会の活用

年2回実施し、生徒の行動や問題を共有化し、問題があれば組織的に対処する。

工 校内巡回

職員が随時校内を巡回し、生徒の変化を把握するとともに生徒たちを見守る姿勢を見せる。

- オ 年3回いじめに対する生徒アンケートを全校生徒に実施し、実態の把握により未 然防止を図る。問題を抱えている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー、担任、 生活指導担当者等が聞き取りを行う。
- (3) 早期対応のための取組
  - ア いじめ対策委員会の迅速対応

いじめを把握したときには、いじめ対策委員会が迅速に対応策を検討し、教職員間で情報を共有し組織的な対応を行う。

イ 加害生徒に対する指導

担任及び生活指導部を中心に組織的かつ迅速に、いじめに関わった生徒たちへの

一斉の聞き取り調査を実施する。いじめの全容把握と加害生徒への指導(いじめをやめさせる、再発防止、カウンセリング)を行う。

ウ 被害生徒に対する指導

担任、養護教諭、スクールカウンセラーによる迅速ないじめの聞き取り調査を実施する。いじめの全容把握と被害生徒の安全確保(教職員による心のケア、授業・休み時間の見守り、カウンセリング、保護者との連携)を行う。

エ 周辺の生徒に対する指導

担任及び生活指導部を中心に組織的かつ迅速にいじめの聞き取り調査を実施する。いじめの全容把握と周辺生徒への指導をする。

オ 学校サポートチームの活用

いじめについて把握した情報によっては、必要に応じて外部機関と情報共有を行い、対応策を協議する。教育委員会といじめの情報を共有し解決を図る。

### (4) 重大事態への対処

ア 被害生徒への対応

被害生徒の自殺という最悪のケースを回避するため、複数の教職員による見守り体制を構築する。保護者と連絡をとり帰宅後の様子を確認し、積極的に状況把握を行う。スクールカウンセラーによる面談を適宜行い、心理的ケアを行う。いじめにより不登校になっている場合は、必要に応じて別室登校などの緊急避難措置を講ずる。

イ 加害生徒への対応

被害生徒が安心して学習できる環境を確保するため、別室での学習や懲戒・出席 停止などを行う。また、被害生徒に対する暴力や金銭強要などの犯罪行為の疑い がある場合は、警察に相談・通報を行う。スクールカウンセラーによる面談を必 要に応じて行い心理的ケアを実施する。

ウ 関係機関との連携

重大事態の発生時には、教育委員会の支援を得て対応を行う。必要に応じて児童 相談所や医療機関に相談する。

エ 保護者への対応

学校は、必要に応じて緊急の保護者会を開催し、個人情報に配慮した上で、事案の状況と学校の対応を説明する。保護者と連携し対応への協力を依頼し、地域での生徒の見守りを依頼する。

#### 5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で、最新の生徒情報を共有する。
- 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策
- (1) 保護者会等を利用し、いじめに対する学校の基本方針を発信する。
- (2) 学校のホームページ、スクールカウンセラーだよりなどを活用し情報を発信すると

ともに、いじめの芽を見逃さないため保護者からの情報収集(電話連絡・スクールカウンセラーによる面談)を行う。

- 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策
- (1) 向島警察署と、定期的な情報交換を実施し、連携した生徒指導を行う。
- (2) いじめが発生した場合(早期発見時)は、東京都児童相談所・教育委員会と、適宜情報交換し対応を行う。
- 8 学校評価及び基本方針改善のための計画
- (1) 学校運営連絡協議会が行う学校評価アンケート(保護者・教職員用)により「いじめ防止基本方針」の評価を行う。
- (2) いじめ対策委員会で、学校評価に基づき改善を年に1回行う。